

子宮頸がん予防ワクチンの定期接種を受けるに当たっての説明 (キャッチアップ接種)

子宮頸がん予防ワクチン（以下、「HPVワクチン」という。）の接種を実施するにあたって、この説明文書をお読みいただき、予診票にご記入の上、医師の診察を受けてください。

●ワクチンの効果と副反応

HPVワクチンは、サーバリックス[®]、ガーダシル[®]およびシルガード[®]9の3種類あります。

サーバリックス[®]およびガーダシル[®]は、子宮頸がんをおこしやすい種類（型）であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができ、シルガード[®]9は、HPV16型、18型、31型、33型、45型、52型、58型の感染を防ぐことができます。

副反応として、接種部位の痛みや腫れ、赤みなどが起こることがあります。まれですが、次のような副反応が起こることがあります。（1）呼吸困難、じんましんなど重いアレルギー症状（アナフィラキシー）（2）手足の力が入りにくい神経系の症状（ギラン・バレー症候群）（3）頭痛、嘔吐、意識低下などの症状（急性散在性脳脊髄炎（ADEM））、このような症状が認められたり、疑われた場合は、すぐに医師に申し出てください。

●これまでに、サーバリックス[®]またはガーダシル[®]を1回または2回接種した方がシルガード[®]9に変更する場合

原則として同じ種類のワクチンを接種することをお勧めしますが、医師と相談のうえ、途中からシルガード[®]9に変更し、残りの接種を完了することも可能です。※この場合にも公費（無料）で接種することができます。

※サーバリックス[®]またはガーダシル[®]を接種した後にシルガード[®]9を接種することに対する効果やリスクについての科学的知見は限定されています。

●一般的な接種スケジュール

対象者：キャッチアップ接種対象者であり、過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない女性
(接種期限：令和7年3月31日まで)

標準的な接種方法

ワクチン	接種回数	接種スケジュール
サーバリックス [®] （2価）	3回	1回目 ⇒ 1 か月の間隔において 2回目 ⇒ 1 回目の接種から 6 か月の間隔において 3回目
ガーダシル [®] （4価）	3回	1回目 ⇒ 2 か月の間隔において 2回目 ⇒ 1 回目の接種から 6 か月の間隔において 3回目
シルガード [®] 9（9価）	3回	

【標準的な接種方法（上表）をとることができない場合】

- ・サーバリックス[®]（2価）
2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後と6か月後にできない場合、
2回目は1回目から1か月以上、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月半以上あけます。
- ・ガーダシル[®]（4価）、シルガード[®]9（9価）
2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、
2回目は1回目から1か月以上、3回目は2回目から3か月以上あけます。

【注意点】

- ・母子健康手帳または予防接種済証をご持参ください。
- ・接種スケジュールやどのワクチンを接種するかは、接種する医療機関に相談してください。
- いずれのワクチンも、1年以内に接種を終えることが望ましいとされています。

(裏面も必ずご覧ください。)

●予防接種を受けることができない方

- 1 明らかに発熱（通常37.5℃以上）をしている方
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 3 その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方
- 4 その他、医師が不適当な状態と判断した場合

●予防接種の実施にあたり、医師とよく相談しなければならない方

- 1 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている方
- 2 予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた方および発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた方
- 3 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- 4 過去に免疫不全の診断がなされている方および近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- 5 ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことのある方
- 6 血小板が減少している、出血した際に止まりにくいなどの症状のある方
- 7 13歳以上の女性への接種にあたっては、妊娠中もしくは妊娠している可能性のある方
- 8 ワクチンを接種した後や、けがの後などに原因不明の痛みが続いたことがある方

●ワクチン接種後の注意

- 1 注射針を刺した直後から、強い痛みやしびれを感じた場合はすぐに医師にお伝えください。
- 2 痛みや緊張などによって接種直後に一時的に失神や立ちくらみなどが生じることがあります。接種後30分程度は安静にしてください。アナフィラキシーなどの重篤な副反応、血管迷走神経反射による失神などの大半は、この間に起きます。
- 3 接種後、特に1週間は副反応の出現に注意しておきましょう。
- 4 接種当日はいつもどおりの生活でかまいませんが、水泳、マラソンなどの激しい運動は避けましょう。
- 5 入浴は差し支えありません。
- 6 接種後に体調の変化が現れたら、まずは接種を行った医療機関などの医師にご相談ください。
- 7 HPVワクチンは、合計3回接種しますが、接種した際に気になる症状が現れた場合は、それ以降の接種をやめることができます。

●予防接種健康被害救済制度

予防接種の副反応による健康被害は、きわめてまれですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行います。

詳しくは、米子市健康対策課（電話：23-5472）までご相談ください。

- | | |
|------------|---|
| 1. 医療費 | 予防接種を受けたことによる疾病に罹っている者に対し、当該疾病に係る医療費を支給 |
| 2. 医療手当 | 医療費の支給を受けている者に対し、入院通院等に必要な諸経費として月単位で支給 |
| 3. 障害児養育年金 | 予防接種を受けたことにより、政令別表第1に定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者に支給 |
| 4. 障害年金 | 予防接種を受けたことにより、政令別表第2に定める程度の障害の状態にある18歳以上の者に支給 |
| 5. 死亡一時金 | 予防接種を受けたことにより、死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給 |
| 6. 葬祭料 | 予防接種を受けたことにより、死亡した者の葬祭を行う者に支給 |